

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 139 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約 1974 年
(第 139 号条約)
(日本批准：1977 年)

本条約第 1 条 禁止され、又は許可若しくは管理の対象となるがん原性物質の定期的更新について

委員会は政府に対し、連合が指摘した諸懸案に対処するために講じられた措置について情報を提供するよう要請する。

2011 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 139 号条約ダイレトリクエスト（抄）
（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約（1974 年）
（日本批准：1977 年）

条約の第 3 条。適切な記録システムの確立。

委員会は政府に対して、この点に関して条約に効力を与える関連法規に関する情報を提供し続けることを要請する。

報告書式のパート IV。実践での適用。第 6 条(c)。検査を通じての条約適用の監督。

委員会は政府に対して、条約の適用について実行された監督に関して連合が言及した動向の及ぼす影響についてさらに情報を提供し、実際における条約の適用に関する統計情報も引き続き提供することを要請する。